

## ニセ電話声掛け隊活動要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ニセ電話詐欺（特殊詐欺・投資詐欺・ロマンス詐欺）の被害を抑制するための活動等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) ニセ電話 公的機関の職員、親族及び店舗従業員等になりすました「ニセ者」による「電話」をいう。
- (2) ニセ電話詐欺 ニセ電話による欺罔で、相手を騙し現金等を奪い取る詐欺（特殊詐欺・投資詐欺・ロマンス詐欺）のことをいう。
- (3) ニセ電話声掛け隊 ニセ電話詐欺の被害防止に資する活動を行う団体、事業者、地域住民等で構成する組織をいう。

### (ニセ電話声掛け隊の参加基準)

第3条 ニセ電話声掛け隊の参加基準については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 複数名（2名以上）で構成する団体であること。
- (2) 前号の団体が名古屋市中村区に拠点を有していること。
- (3) ニセ電話詐欺の被害防止に資する活動を継続して行うことができること。
- (4) 代表者及び構成員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係がないこと。

### (活動内容)

第4条 ニセ電話声掛け隊の活動内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) ニセ電話詐欺の被害を防止するための声掛け活動
- (2) ニセ電話詐欺被害防止に関する広報啓発活動
- (3) 関連施設等へのポスター貼付、利用者への注意喚起チラシの配布

### (参加申込方法)

第5条 ニセ電話声掛け隊に参加しようとしている団体は、次の各号のいずれかの方法により参加申込をするものとする。

- (1) 「ニセ電話声掛け隊（参加・変更・活動中止）申込書」に必要事項を記入し中村警察署生活安全課へ提出、郵送またはファクシミリ送信

(2) 愛知県警察ホームページに掲載されている申込入力フォームに必要事項を入力し送信

(申込内容の変更)

第6条 ニセ電話声掛け隊に参加する団体は、申込内容に変更があった場合は、中村警察署生活安全課へ届出るものとする。

2 前項の届出は、前条各号に規定するいずれかの方法で届け出るものとする。

(活動の中止)

第7条 ニセ電話声掛け隊に参加する団体が第4条の活動を行うことができなくなった場合は、中村警察署生活安全課へ届け出るものとする。

2 前項の届出は、第5条各号に規定するいずれかの方法で届け出るものとする。

(活動の停止)

第8条 中村警察署長（生活安全課長）は、ニセ電話声掛け隊に参加する団体が次のいずれかに該当すると認めた場合は、ニセ電話声掛け隊からの除名措置をとることができる。

(1) 第3条に規定するニセ電話声掛け隊の基準に該当しなくなった場合

(2) 参加団体および団体構成員が、社会的信用を失墜したと判断される行為を行った場合

(3) その他中村警察署長（生活安全課）が参加を不相当と認める場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。